

2026 年度「ナイトクロカン in 中島公園」設営・運営業務

公募型企画競争 提案説明書

2026 年 8 月

さっぽろグローバルスポーツコミッション

2026 年度「ナイトクロカン in 中島公園」設営・運営業務の受託者選定に係る公募型企画競争を次のとおり実施します。

1 業務名

2026 年度「ナイトクロカン in 中島公園」設営・運営業務

2 主催

さっぽろグローバルスポーツコミッション

3 業務目的

中島公園にて実施されている歩くスキー貸出・体験（昼間）のコースを活用し、夜間にイルミネーション等で装飾したコースでクロスカントリースキー体験を行うことにより、観光コンテンツとして市内及び国内外からの誘客を図る。

4 業務内容

別紙 1「仕様書」のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

5 企画提案を求める内容

仕様書を参照のうえ、業務を遂行するための下記の項目について、企画提案書を作成すること。

- (1) イルミネーションによる演出を中心とした会場装飾について
- (2) 会場図について
- (3) インバウンドを中心とした誘客施策について
- (4) キービジュアル案について
- (5) 業務の執行体制について
- (6) 業務スケジュールについて
- (7) 費用内訳について
- (8) 上記のほか、イベントの集客促進及び参加者の満足度を高める等、独自の提案がある場合は記載すること。

6 予算規模

41,000,000 円（税別）を上限とする。

※上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定価格ではない

7 業務委託期間

契約締結日より 2027 年 2 月 28 日（金）まで

8 参加資格要件

次の要件を全て満たすこと。ただし、下記(7)の要件を満たしていない場合は、下表に定める必要書類をプロポーザル参加申込書（様式1）と同時に提出することで、参加の申し込みを行うことができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令）第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること、または（一財）札幌市スポーツ協会と過去5年以内に契約実績があること。

なお、複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが上記を満たす必要があり、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。また「4. 企画提案の審査」にて示す審査委員が参加者に派遣もしくは出向をしている場合や参加者の役員である場合には、当該委員を除外したうえで当該参加者の評価を行う。

＜参加資格要件(7)を満たさない者が提出する書面＞

提出書面	備考
ア 申出書	（様式2）
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表 （直前2期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	※未納がない旨の証明書（その3の3）（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続に関する事項

(1) 日程（予定）

2026 年 8 月 20 日（木）	本企画競争についての周知
2026 年 8 月 24 日（月） または 25 日（火）	※希望者のみ※ 仕様書の資料 2 に示す物品の現物確認（円山総合運動場）
2026 年 8 月 28 日（金）※ ¹	質問書の受付期間
2026 年 9 月 2 日（水）	質問書に対する回答期限
2026 年 9 月 4 日（金）※ ¹	プロポーザル参加申込書・申出書等の提出期限
2026 年 9 月 18 日（金）※ ¹	企画提案書の提出期限
2026 年 9 月 30 日（水） （予定）	審査（ヒアリング）
2026 年 10 月 2 日（金）頃	参加者に対する審査結果通知
～10 月 9 日（金）	契約交渉優先順位に基づき最終交渉
受託者決定後速やかに実施	契約締結

※¹ 提出期限については 16 時必着とする

(2) 質問の受付及び回答

質問がある場合は質問書（様式 3）を「17 連絡先及び提出先（事務局）」に記載のメールアドレスに送付すること（提出期限までに必着）。質問に対する回答は期限までに電子メールにて質問者に回答する。来訪・電話等による応対は行わない。

(3) 提出書類

項目	提出方法
① プロポーザル参加申込書（様式 1）	PDF データ
② 申出書及び必要書類一式（様式 2）※必要がある場合のみ	PDF データ
③ 企画提案書（表紙に提案者の団体名称を <u>記載したもの</u> ） 様式・ページ数自由、A4 サイズ	PDF データ
④ 企画提案書（提案者の団体名称が <u>記載されていないもの</u> ） 様式・ページ数自由、A4 サイズ、紙媒体は両面印刷	PDF データ＋ 紙媒体 10 部

(4) 提出方法

- ・上記①～④（②は必要な場合のみ）を、それぞれの提出期限までに提出すること。
- ・①～④の PDF データは「17 連絡先及び提出先（事務局）」に記載のメールアドレスに送付することとし、データ容量等の理由によりメール送付が困難な場合は事務局に確認の上、ファイル転送サービス等により送付すること。
- ・④の紙媒体は「17 連絡先及び提出先（事務局）」に記載の住所へ持参または郵送（簡易書留）により提出すること。

- ・プロポーザル参加申込書・申出書の提出前に企画提案書のみが提出されることがないようにすること。

(6) 留意事項

- ・申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
- ・提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。なお、期限内に提出されたものであれば、期限内に限り差し替え、変更、追加を認める。
- ・同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- ・提出された書類の返却は行わない。

10 企画提案の審査

企画提案の審査については、実施主体の職員等から構成される 2026 年度「ナイトクロカン in 中島公園」設営・運營業務に関する企画競争実施委員会（以下「委員会」という。）が別紙 2「評価項目及び評価基準表」に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提案者を優先交渉者として選定する。

(1) 審査方法

- ア 提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを実施する。
- イ 出席者は総括責任者を含む最大 3 名までとする。
- ウ ヒアリングは 1 者あたり 最大 25 分（説明：最大 15 分、質疑：最大 10 分） を想定し、順次個別に行う。
- エ 説明は企画提案書に基づいて行うこととし、追加資料の配布は認めない。
- オ 説明には会場に既設のモニターを使用してよいこととし、使用する場合は HDMI ケーブルに対応可能な PC を持参すること。
- カ 評価については各委員が別紙 2「評価項目及び評価基準表」により採点し、各委員による採点の合計点が最も高い提案者を優先候補者とする。
- キ 最低評価基準点は総合得点の 6 割とし、これを下回った提案者は契約候補者とならない。
- ク 評価結果はすべての審査が終了したのち、提案者全員に対し、各提案者自身に係る採点結果及び選定結果をメールにより通知する。

(2) その他

- ・提案者が 1 者であった場合、委員会が定める最低評価基準点（総合得点の 6 割）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。
- ・採点結果が同点となった場合は、委員全員の協議のうえ、委員長により契約候補者を選定する。

11 契約

契約については、選定された契約候補者と委託者との間で詳細を協議のうえ、（一財）札幌市スポーツ協会の関係規定に基づき、随意契約の方法により締結する。ただし、

この交渉の中で企画提案内容の一部を変更する場合がある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合は、委員会において次点とされた団体と協議する。

12 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから評価が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、または契約候補者としての選定を取り消す。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき
- (2) 書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で委員会の会員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本説明書に定める手続以外の手法により、委員会の委員等から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者、または当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 参加資格等についての苦情の申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない、または満たさないこととなった等の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等に係る苦情を申し立てることができる。

15 評価についての疑義の申立て

評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 委員会が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を委員会が利用（必要な

改変を含む) することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

- (3) 提案者は委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 連絡先及び提出先（事務局）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル9階

さっぽろグローバルスポーツコミッション 担当：阿部

TEL：011-200-0905 / FAX：011-200-0314

メールアドレス：sports@sgsc.jp

以上